

○御殿場市建設工事執行規則

昭和 54 年 10 月 29 日

規則第 11 号

[注] 平成 7 年 2 月から改正経過を注記した。

改正 昭和 56 年 8 月 26 日規則第 10 号

平成元年 3 月 31 日規則第 10 号

平成 7 年 2 月 20 日規則第 3 号

平成 9 年 4 月 1 日規則第 13 号

平成 9 年 5 月 30 日規則第 15 号

平成 13 年 3 月 31 日規則第 11 号

平成 14 年 3 月 5 日規則第 4 号

平成 16 年 5 月 21 日規則第 8 号

平成 16 年 9 月 10 日規則第 10 号

平成 19 年 4 月 12 日規則第 18 号

平成 20 年 3 月 28 日規則第 12 号

平成 21 年 4 月 13 日規則第 19 号

平成 22 年 3 月 10 日規則第 2 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号

平成 24 年 1 月 20 日規則第 35 号

平成 25 年 3 月 15 日規則第 14 号

平成 26 年 1 月 24 日規則第 6 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 20 号

平成 28 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 29 年 3 月 24 日規則第 8 号

平成 29 年 5 月 22 日規則第 25 号

平成 31 年 3 月 31 日規則第 24 号

令和 2 年 3 月 24 日規則第 9 号

令和 3 年 3 月 15 日規則第 7 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 17 号

御殿場市建設工事執行規則（昭和 41 年御殿場市規則第 1 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 契約（第 11 条—第 17 条）

第3章 請負工事の施工（第18条—第37条）

第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払（第38条—第50条）

第5章 請負契約の解除（第51条—第61条）

第6章 雜則（第62条—第66条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (2) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（工事の執行方法）

第3条 工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2 請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

3 直営で執行する場合においても一部を請負に付することができる。

（直営とする場合）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。

- (1) 工事の目的又は性質により、請負に付することを不適当と認めるとき。
- (2) 急施を要し、請負に付する暇がないとき。
- (3) その他特に必要があると認めるとき。

（一部改正〔平成24年規則35号〕）

（受注者の資格要件）

第5条 工事の受注者は、市長が別に定める建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための工事その他市長が特に必要があると認める工事で請負代金の額が100万円に満たないもの又は工事の性質上有資格者のうちに当該工事を施工することができる者がいない場合における当該工事の受注者についてはこの限りでない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(工事の見積り期間)

第6条 市長は、請負契約の方法が隨時契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に次に掲げる見積り期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については、1日以上
- (2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上
- (3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

(設計付入札)

第7条 工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考のうえ落札者を決定する。

(入札書及び見積書)

第8条 様式第1号による入札書及び様式第2号による見積書は、封印のうえ、表面に「番号、何々工事入札書（見積書）在中」と明記し、裏面に入札者又は見積者の住所及び氏名を記載して提出させなければならない。

(工事用地の確保)

第9条 市長は、工事用地を、受注者が工事の施工上必要とする日（請負契約において特に期日を定めたときは、その期日）までに確保しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(関連工事の調整)

第10条 市長は、受注者の施工する工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は市長の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

第2章 契約

(請負契約の締結)

第11条 請負契約は、様式第3号による契約書及び御殿場市建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）により、その内容を明らか

にして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が130万円未満のときは、様式第4号による請書によることができる。

- 2 請負契約の内容を変更する場合においては、様式第5号による契約書又は様式第6号による請書によるものとする。
- 3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

(一部改正〔平成9年規則15号・24年35号〕)

(建設工事請負契約約款)

第12条 前条第1項に規定する御殿場市建設工事請負契約約款は市長が別に定める。

(契約の保証)

第13条 受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号。以下「財務規則」という。）第39条第1項に掲げるものに限る。）の提供
 - (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証
 - (4) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）
 - (5) 公共工事履行保証証券による保証
 - (6) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（財務規則第39条第1項各号に掲げるものにあっては、発行価格の10分の8に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなくてはならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は財務規則第52条の規定による担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、財務規則第51条ただし書の規定に

より契約保証金の納付を免除するものとする。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、第6号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕)

(権利義務の譲渡等)

第14条 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号による申請書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第15条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一部改正〔平成13年規則11号・24年35号〕)

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

- 第15条の2 受注者は、第54条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。
 - 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めるこ

以下この条において同じ。) を求めることができる。

4 前項の規定により市長が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(追加〔平成24年規則35号〕、一部改正〔令和2年規則9号〕)

(下請負人の通知)

第16条 受注者は、市長に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項を様式第8号により通知しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(特許権等の使用)

第17条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

第3章 請負工事の施工

(施工基準)

第18条 受注者は、設計図書に基づき、所定の請負代金額をもって、所定の工期内にその工事を完成させなければならない。

2 請負契約において特に定める場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者が定めるものとする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(工事の着手)

第19条 受注者は、請負契約締結後、速やかに工事に着手しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(工程表及び請負代金内訳書)

第20条 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、工程表につき遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、受注者に訂正を求めるものとする。

3 受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(監督員)

第21条 市長は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この規則に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 請負契約の履行についての受注者若しくは受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を書面をもって受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(主任技術者、現場代理人等)

第22条 受注者は、次に掲げる者を定め、様式第10号による通知書によりその氏名を市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
- (2) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならぬ主任技術者をいう。以下同じ。）
- (4) 監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- (5) 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）
- (6) 現場代理人
- (7) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに請負契約の解除に係る権限を除き、請負契約に基づく

受注者的一切の権限を行使することができる。

- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りその他権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者等（監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者はこれを兼ねることができる。
- 6 受注者は、様式第11号による記録簿に必要な事項を記録し、監督員が求めたときは提示しなければならない。

（一部改正〔平成16年規則8号・24年35号・29年25号・令和3年7号〕）
(工事関係者に関する措置請求)

第23条 市長は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督員は、主任技術者又は監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他受注者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（全部改正〔平成16年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則35号・令和3年7号〕）

(工事材料の品質及び検査等)

第24条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を

有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は市長の指定する検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは遅滞なくこれに応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(監督員の立会及び工事記録の整備等)

第25条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なく提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が受注者の求めに応ずることができないためその後の工程に支障をきたすときは、受注者は、その旨を監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(支給材料及び貸与品)

第26条 市長から受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与す

る建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能及び引渡場所は、設計図書に定めるところによるものとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

- 2 市長又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときであって必要があると認められるときは、市長は、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第5項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項後段の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第29条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第29条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 7 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第2項後段及び第4項の規定を準用する。
- 8 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより市長に返還しなければならない。
- 9 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 10 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならぬ。

（一部改正〔平成24年規則35号・31年24号・令和2年9号〕）
(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第27条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等市長の責めに帰すべき理由によるときは、第29条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

2 市長又は監督員は、受注者が第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(条件変更等)

第28条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならぬ。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと（仕様書と図面が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が当事者間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 市長が行う。
- (2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し、工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 当事者協議して市長が行う。
- (3) 第1項第2号に該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 市長が行う。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、

次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に市長に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、市長がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

(2) 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、市長が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

(3) 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議が調わないとき。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(工事の変更、中止等)

第29条 市長は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を市長が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金額の変更は、当事者協議して定める。

3 市長は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、当事者協議して定める。

4 工事用地の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、市長は、書面により受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(著しく短い工期の禁止)

第29条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適切に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(受注者の請求による工期の延長)

第30条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対し、様式第12号による申請書及び様式第13号による工程表を市長に提出して、工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、当事者協議して書面により定めなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(市長の請求による工期の短縮等)

第31条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、当事者協議して書面により定めなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、当事者協議して請負代金額を変更しなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第32条 市長又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面により請負代金額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12月を経過した後でなければ行うことのできない。

3 市長又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金を控除した額をいう。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき当事者協議して定める。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったと認められるときは、市長又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

- 7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。
- 8 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、当事者協議して請負代金を変更するものとする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(臨機の措置)

第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、市長が負担する。この場合における市長の負担額は、当事者協議して定める。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(一般的損害)

第34条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関する損害（次条第1項若しくは第2項又は第36条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち市長の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市長が負担する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(第三者に及ぼした損害)

第35条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担する。

- 2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、市長がその損害を賠償しなければならない。ただし、そ

の損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者協力してその処理解決に当たるものとする。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(天災その他の不可抗力による損害)

第36条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって、当事者双方の責めに帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者はその事実の発生後遅滞なくその状況を市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、市長に対して書面により損害額の負担を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第24条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第45条第2項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、当事者協議して定める。

- (1) 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕に

よりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは、「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取扱いに要する費用に関しては、当事者協議して定める。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第37条 市長は、第17条、第26条から第29条まで、第31条から第34条まで、第36条又は第51条の規定により請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は当事者協議して定める。

第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第38条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は市長の命ずる職員が行う。(検査及び引渡し)

第39条 受注者は、工事が完成したときは、様式第14号による届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。

3 市長が前項の規定により検査を行い検査に合格したときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修の上様式第15号による届出書を市長に提出しなければならない。この場合においては、補修の完了を工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(請負代金の支払)

第40条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により請負代金の支払を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 市長がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

（一部改正〔平成24年規則35号〕）

（部分使用）

第41条 市長は、第39条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、市長はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市長は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、当事者協議して定める。

（一部改正〔平成24年規則35号〕）

（前金払及び中間前金払）

第42条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を市長に請求することができる。ただし、請負代金額が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨の特約をしない場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定による前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額の中間前払金の支払を市長に請求することができる。ただし、第45条第1項の規定による部分払を請求した場合は、この限りでない。
- 3 市長は、受注者から第1項又は前項に規定する請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増加した場合においては、市

長は、その増額後の請負代金額に基づく前払金額（第2項の規定による中間前払金の支払をしているときは、当該中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額以内において前金払及び中間前金払をすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 5 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（第2項の規定による中間前払金の支払を受けているときは、10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者はその減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金（第2項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。）の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、当事者協議して返還額を定める。
- 6 市長は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）の遅延利息の支払を請求することができる。

（一部改正〔平成14年規則4号・16年10号・19年18号・21年19号・22年2号・23年13号・24年35号・25年14号・26年20号・28年15号・29年8号・31年24号・令和2年9号・3年17号〕）

（保証契約の変更）

第43条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合にはあらかじめ、工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合には直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により請負代金を減額し、又は工期を短縮した場合において保証契約を変更したときは、受注者は変更後の保証証書を遅滞なく市長に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更を行った場合は、直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

（一部改正〔平成24年規則35号・31年24号〕）

（前払金の使用等）

第44条 受注者は、前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修

繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(部分払)

第45条 受注者は、工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は特に必要があると認めた工事の場合を除き、第42条第2項に規定する中間前払金を受領していない場合で、かつ、出来形が10分の4以上に達したときでなければすることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ様式第17号による申請書を市長に提出して当該請求に係る工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を市長に求めなければならない。この場合においては、市長は遅滞なくその確認を行いその結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、当事者協議して定める。

部分払金の額≤第1項の請負代金相当額×{(9/10)-(前払金額/請負代金額)}

- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、請求書を添えて部分払を請求することができる。この場合において、市長は当該請求のあった日から起算して40日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 第1項の規定による部分払の請求回数は、当該工事の工期が90日以上で次の各号に掲げる金額に応じ、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、請求回数を増加することができる。

- (1) 請負代金額 1,000万円未満 1回
- (2) 請負代金額 1,000万円以上 2,000万円未満 2回
- (3) 請負代金額 2,000万円以上 3回

- 6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合には、第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(一部改正〔平成14年規則4号・24年35号・31年24号〕)

(部分引渡し)

第46条 工事目的物について市長が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第39条中「工事」とあるのは「指定部分に係

る工事」と、「様式第14号」とあるのは「様式第18号」と、第40条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

- 2 前払金の支払を受けている場合においては、前項において準用する第40条第1項の規定により請求することのできる額は、指定部分に相応する請負代金相当額から前払金額に当該指定部分の工事全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(一部改正〔平成20年規則12号〕)

(第三者による代理受領)

第47条 受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

- 2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第40条（前条において準用する場合を含む。）又は第45条の規定に基づく支払をしなければならない。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(前払金の不払に対する受注者の工事中止)

第48条 受注者は、市長が第42条、第45条又は第46条において準用される第40条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面により、その旨を市長に通知しなければならない。

- 2 第29条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

(一部改正〔平成24年規則35号〕)

(契約不適合責任)

第49条 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して請負契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、市長は、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間

内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(全部改正〔令和2年規則9号〕)

(契約不適合責任期間等)

第50条 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第3項（第46条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において社会通念上相当な注意をもって発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を告げることで行う。
- 4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求したものとみなす。
- 5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（昭和29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(全部改正〔令和2年規則9号〕)

第5章 請負契約の解除

(全部改正〔平成9年規則15号〕)

(談合等の不正行為に係る違約金)

第51条 請負契約に関し、受注者（共同企業体にあっては、その構成員。この条及び次条第1項第5号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は市長の請求に基づき、請負契約の請負代金額（請負契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 請負契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 請負契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）の独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を市長の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を市長に支払わなければならない。

(全部改正〔平成16年規則10号〕、一部改正〔平成19年規則18号・21年19号・22年2号・23年13号・24年35号・25年14号・26年20号・28年15号・29年8号・令和2年9号・3年17号〕)

(市長の任意解除権)

第52条 市長は、工事が完成しない間は、次条又は第54条に規定する場合のほか必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、当事者協議して定める。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕)

(市長の催告による解除権)

第53条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、当該期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、請負契約に違反したとき。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(市長の催告によらない解除権)

第54条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、請負契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第56条又は第57条の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第15条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（全部改正〔令和2年規則9号〕）

（市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第55条 前2条に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は請負契約の解除をすることができない。

(全部改正〔令和2年規則9号〕)

(受注者の催告による解除権)

第56条 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(受注者の催告によらない解除権)

第57条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第28条第5項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
- (2) 第29条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (3) 第29条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第58条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は請負契約の解除をすることができない。

(追加〔令和2年規則9号〕)

(解除に伴う措置)

第59条 市長は、請負契約を解除したときは、様式第20号による通知書により、受注者に通知するものとする。

- 2 市長は、工事の完成前に請負契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金

の額を控除した額) を前項の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第52条、第56条又は第57条の規定によるときには、その余剰額を市長に返還しなければならない。

- 4 請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、受注者は次に定める措置をとらなければならない。
 - (1) 第26条の規定による貸与品があるときは、これを市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - (2) 第26条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - (3) 工事用地にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2号の貸与品又は支給材料のうち市長に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに工事用地を原状に復して市長に明け渡さなければならない。
- 5 前項第3号の場合において、受注者が正当な理由なく、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地を原状に復さないときは、市長は受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地を原状に復すことができる。この場合において、受注者は、市長の処分等について異議を申し出ることができないとともに、市長のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときは、市長が定め、第52条、第56条又は第57条の規定によるときは当事者協議して定める。
- 7 工事の完成後に請負契約が解除されたときは、解除に伴い生じる事項の処理について市長及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（追加〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則17号〕）
(市長の損害賠償請求等)

第60条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第53条又は第54条の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第53条又は第54条の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務が履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率（市長が金額を定めた工事にあっては、1日につき当該金額）で計算した額とする。

6 第1項第1号の場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、市長は前項の請求とともに工期を延長することができる。

7 第2項の場合（第54条第8号及び第10号の規定により請負契約が解除された場合を除く。）において第13条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（追加〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則17号〕）

（受注者の損害賠償請求等）

第61条 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第56条又は第57条の規定により請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 市長の責めに帰すべき理由により、第40条第2項（第46条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

（追加〔令和2年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則17号〕）

第6章 雜則

（火災保険等）

第62条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等で設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく市長に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を市長に通知しなければならない。

（一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）

（紛争の解決）

第63条 この規則において当事者協議して定めることとされている事項につき協議が調わない場合その他請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び受注者は、法第25条の規定に基づく静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

（一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）

(仲裁)

第64条 市長及び受注者は、その一方若しくは双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁に服する。

(一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕)

(工事に関する規定の準用)

第65条 この規則は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第11条第1項中「様式第3号による契約書」とあるのは、「様式第21号による契約書」と、第39条第1項中「様式第14号による届出書」とあるのは「様式第22号による届出書」と、同条第2項中「14日」とあるのは「10日」と、第40条第2項中「40日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第13条の規定による保証は、これを付さないことができる。
- 3 工事材料の製造請負契約について、入札を行う場合においては、入札者に対しあらかじめ見本品を提出させることができる。

(一部改正〔平成9年規則15号・令和2年9号〕)

(実施規定)

第66条 この規則の実施のための手続その他執行について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔令和2年規則9号〕)

附 則

- 1 この規則は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、改正前の御殿場市工事執行規則に規定する様式によることができる。

附 則（昭和56年8月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第32条及び第36条の改正規定は、昭和56年8月1日以後に締結した請負契約に係る工事等について適用し、同日前に締結した請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日規則第10号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月20日規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第13号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月30日規則第15号）

- 1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に締結されている契約に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、改正前の御殿場市建設工事執行規則に規定する様式によることができる。

附 則（平成13年3月31日規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月5日規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月21日規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に施工中の工事に関し、改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定によりなされた行為は、改正後の御殿場市建設工事執行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年9月10日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月12日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月13日規則第19号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月10日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第35号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に締結されている請負契約に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、改正前の御殿場市工事執行規則に規定する様式によることができる。

附 則（平成25年3月15日規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月22日規則第25号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定により締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定により締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の御殿場市建設工事執行規則の規定により締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月15日規則第7号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

入札書

1 入札番号 年度第 号

2 建設工事名 工事
(工事材料名)

3 建設工事箇所 御殿場市 地内
(引渡し場所)

上記の工事を建設工事競争入札心得を承諾しましたので、次の金額で請け負いたい
ので申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

年 月 日

御殿場市長 様

所在地又は住所
入札者 商号又は名称
代表者名又は氏名

印

様式第2号(第8条関係)

見 積 書

1 見 積 番 号 年度第 号

2 建設工事名 工事
(工事材料名)

3 建設工事箇所 御殿場市 地内
(引渡し場所)

上記の工事を建設工事競争入札心得を承諾しましたので、次の金額で請け負いたい
ので申し込みます。

見積金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

年 月 日

御殿場市長 様

所在地又は住所
見積者 商号又は名称
代表者名又は氏名

印

様式第3号(第11条関係)

建設工事請負契約書	
年度 第 号	工事
1 建設工事名	工事
2 建設工事箇所 御殿場市	地内
3 工期 着手 年 月 日 完成 年 月 日	
4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯	
5 請負代金額 ¥ 〔うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ¥ (請負代金に 分の を乗じて得た額)〕	
6 請負代金の支払 前払金額 ¥ 前分払回数 回以内	中間前払金額 ¥
7 契約保証金額 ¥ (約款第 条第 号該当)	
上記の工事について、発注者御殿場市長と受注者とは、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。	
年 月 日	
発注者 御殿場市長	印
受注者 所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印

- 備考 1 金額の数字は、算用数字を用いること。
2 金額その他を訂正し、又は抹消箇所には、押印すること。

様式第4号(第11条関係)

建設工事請書		
年度 第 号		
1 建設工事名	工事	
2 建設工事箇所	御殿場市 地内	
3 工期 着手 完成	年 月 日	年 月 日
4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯		
5 請負代金額 <u>¥</u> 〔うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 <u>¥</u> (請負代金に 分の を乗じて得た額)〕		
6 その他		
上記の工事の施行については、別冊の仕様書、設計書及び図面に基づいて、相違なく完成します。		
年 月 日		
御殿場市長 様		
受注者 商号又は名称 代表者名又は氏名	所在地又は住所	印

- 備考 1 金額の数字は、算用数字を用いること。
2 金額その他を訂正し、又は抹消箇所には、押印すること。

様式第5号(第11条関係)

建設工事変更請負契約書	
年度 第 号	取入印紙
1 建設工事名	工事
2 建設工事箇所 御殿場市	地内
3 変更事項	
(1) 請負代金額 ¥	
〔うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ¥]	
(請負代金に 分の を乗じて得た額)	
(2) 工期	
(3) 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯	
(4) 工事内容	
(5) その他	
上記のとおり、 年 月 日締結した請負契約を変更し、契約の証しとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。	
年 月 日	
発注者 御殿場市長	印
受注者 所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印

- 備考 1 金額の数字は、算用数字を用いること。
2 金額その他を訂正し、又は抹消した箇所には、押印すること。

様式第6号(第11条関係)

建設工事変更請求書	
年度 第 号	収入印紙
1 建設工事名	工事
2 建設工事箇所 御殿場市	地内
3 変更事項	
(1) 請負代金額 ¥	
〔うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ¥]	
(2) 工期	
(3) 工事を施工しない日	
工事を施工しない時間帯	
(4) 工事内容	
(5) その他の	
上記のとおり 年 月 日提出した請書を変更し、相違なく完成します。	
年 月 日	
御殿場市長 様	
受注者 商号又は名称 代表者名又は氏名	所在地又は住所 印

- 備考 1 金額の数字は、算用数字を用いること。
2 金額その他を訂正し、又は抹消箇所には、押印すること。

様式第7号(第14条関係)

建設工事請負代金請求権譲渡 承諾(変更承諾)願			
建設工事名	年度第 号 工事		
施工箇所			
	当初契約	変更契約による増減	計
契約工期	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
請負代金額			
前払金額			
部分払金額			
譲渡債権金額			
債権譲渡先			
のため、先に締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、上記のとおり譲渡いたしたいので承諾してください。			
年 月 日			
御殿場市長 様		所在地又は住所	
受注者 商号又は名称		代表者名又は氏名	印
承諾(変更承諾)書			
上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、願出のとおり承諾します。			
年 月 日			
御殿場市長 印			

備考 変更契約による当該工事請負代金額に増減を生じたとき、遅滞なく変更承諾願を提出すること。

様式第8号(第16条関係)

下請負人通知書

1 下請負人に関し通知をする工事

(1) 建設工事名 年度 第 号 工事

(2) 請負代金額 ￥_____

(3) 契約年月日 年 月 日

2 下請負人に関する事項

商号又は 名 称	住 所	下 請 契 約			左の工事に関し受けている建設業許可			
		工種	数量	金 額	業 種	許 可 年月日	般特別	許可番号
計								

下請負人の名称その他必要な事項を上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 御殿場市長 様
所在地又は住所

受注者 商号又は名称

代表者名又は氏名

様式第9号(第20条関係)

工 程 表

年度 第 号

1 建設工事名 工事

2 建設工事箇所 御殿場市 地内

3 工期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

工種	設計 数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	
通計歩合 %													

上記のとおり施工したく工程表を提出します。

年 月 日

発注者 御殿場市長 様

所在地又は住所

受注者 商号又は名称

代表者名又は氏名

様式第10号(第22条関係)

主 任 技 術 者 等 通 知 書
年度 第 号

1 建設工事名

工事

(年 月 日 契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担当工事種類	資 格 区 分	
				第 7 条 第 2 号	第 15 条 第 2 号
主任技術者				イ・ロ・ハ	
専任の主任技術者				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
監理技術者					イ・ロ・ハ
監理技術者補佐				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
専任の監理技術者					イ・ロ・ハ
現場代理人					
専門技術者				イ・ロ・ハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 御 殿 場 市 長 様

所在地又は住所
受注者 商号又は名称
代表者名又は氏名

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

様式第11号(第22条関係)

工事記録簿					
建設工事名	年度 第 号 工事				
建設工事箇所	御殿場市 地内				
着手年月日	年 月 日				
完成年月日	年 月 日				
年 月 日	天 候	記	録	備	考

- 備考 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示若しくは指示事項の処理等について記入すること。
2 備考欄については、指示又は監督を行つた市職員氏名等を記入すること。

様式第12号(第30条関係)

工期延長願				
年度 第 号				
1 建設工事名	工事			
2 建設工事箇所	御殿場市 地内			
3 請負代金額	¥			
4 契約年月日	年	月	日	
5 工期着手	年	月	日	
	完成	年	月	日
6 変更完成期日	年	月	日	
7 工期延長の理由				
上記のとおり工期を延長したいので承認願います。				
年 月 日				
発注者 御殿場市長 様	所在地又は住所			
受注者 商号又は名称				
代表者名又は氏名				

様式第13号(第30条関係)

変更工程表												
年度 第 号												
1 建設工事名										工事		
2 建設工事箇所 御殿場市										地内		
3 工期 着手										年 月 日		
										完成		
工種		設計 数量	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
			10	20	30	10	20	30	10	20	30	10
通計歩合		%										
上記のとおり変更したく変更工程表を提出します。												
年 月 日												
発注者 御殿場市長 様												
受注者 所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名												

備考 変更した部分は、朱書すること。

様式第14号(第39条関係)

完 成 届 出 書	
年度 第 号	
1 建 設 工 事 名	工事
2 建 設 工 事 箇 所	御殿場市 地内
3 請 負 代 金 額	¥ _____
4 契 約 年 月 日	年 月 日
5 工 期 着 手	年 月 日
	完成 年 月 日
6 完 成 年 月 日	年 月 日
上記のとおり完成したのでお届けします。	
年 月 日	
発注者 御殿場市長 様	所在地又は住所
受注者 商号又は名称	
代表者名又は氏名	

備考 2部提出のこと。

様式第15号(第39条関係)

手 直 し 完 了 届 出 書				
年度 第 号				
1 建 設 工 事 名	工事			
2 建 設 工 事 箇 所	御殿場市 地内			
3 請 負 代 金 額	¥ _____			
4 契 約 年 月 日	年	月	日	
5 工 期	着手	年	月	日
	完成	年	月	日
6 完 成 年 月 日	年	月	日	
7 檢 査 年 月 日	年	月	日	
8 手 直 し 事 項				
9 手直し完了年月日	年	月	日	
上記のとおり手直しを完成したので、お届けします。				
年 月 日				
発注者 御殿場市長 様				
所在地又は住所 受注者 商号又は名称 代表者名又は氏名				

様式第17号(第45条関係)

								年　月　日
発注者 御殿場市長 様 所在地又は住所 受注者 商号又は名称 代表者名又は氏名								
建設出来形調査申請書								
年　月　日現在における第　回出来形の調査を申請します。								
1 建設工事名			年度 第 号	工事				
2 建設工事箇所	御殿場市			地内				
3 工　期	着手	年　月　日						
4 請負代金額								
5 出来形の内訳								
工　種	設　計 数　量 A	出来形 数　量 B	出来形 歩　合 B/A =C	設　計 金　額 D	出来形 金　額 C×D =E	通　計 歩　合 E/D =F	摘要	
			%					
小　計							%	
合　計							% (総通計) (歩　合)	

備考 受注者は出来形の内訳欄はA～Cまで記入すること。

様式第18号(第46条関係)

指 定 部 分 完 成 届 出 書			
年度 第 号			
1 建設工事名	工事		
2 建設工事箇所	御殿場市 地内		
3 指定部分に相応する請負代金額	¥ _____		
4 契約年月日	年	月	日
5 工期	着手	年	月 日
	完成	年	月 日
6 指定部分 完成年月日	年 月 日		
上記のとおり指定部分が完成したのでお届けします。			
年 月 日			
発注者 御殿場市長 様	所在地又は住所		
受注者 商号又は名称			
代表者名又は氏名			

備考 2部提出のこと。

様式第20号(第59条関係)

請負契約解除通知書			
年度 第 号			
1 建設工事名	工事		
2 建設工事箇所	御殿場市 地内		
3 工期	着手年月日		
	完成年月日		
4 請負代金額	¥ _____		
5 契約を解除する 部 分	出来形検査合格部分を除く全部		
年 月	日 契約を締結した上記の工事については御殿場市建設工事請 負契約款第 条第 号の規定に基づき契約を解除します。		
年 月 日			
所在地又は住所			
受注者 商号又は名称	様		
代表者名又は氏名			
御殿場市長			印

様式第21号(第65条関係)

製造請負契約書

取入
印紙

1 工事材料名

2 引渡し場所

3 引渡し期日 年 月 日

4 請負代金額 ￥_____

〔うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥_____
(請負代金に 分の を乗じて得た額)〕

上記の材料の製造については、本契約書と添付の仕様書及び設計書に基づいて、請負契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 御殿場市長 印

所在地又は住所

受注者 商号又は名称 印

代表者名又は氏名

様式第22号(第65条関係)

完了届出書

1 工事材料名

2 引渡し場所 市

3 契約年月日 年 月 日

4 引渡し期日 年 月 日

5 請負代金額 ￥_____

6 完了年月日 年 月 日

上記のとおり製造を完了したのでお届けします。

年 月 日

発注者 御殿場市長 様

所在地又は住所

受注者 商号又は名称

代表者名又は氏名

様式第1号（第8条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第2号（第8条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第3号（第11条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・26年6号・31年24号・令和3年7号〕）

様式第4号（第11条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・26年6号・令和3年7号〕）

様式第5号（第11条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・26年6号・令和3年7号〕）

様式第6号（第11条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・26年6号・令和3年7号〕）

様式第7号（第14条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第8号（第16条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第9号（第20条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第10号（第22条関係）

（全部改正〔平成16年規則8号〕、一部改正〔平成24年規則35号・令和3年7号〕）

様式第11号（第22条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕）

様式第12号（第30条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第13号（第30条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第14号（第39条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第15号（第39条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第16号 削除

（〔平成9年規則15号〕）

様式第17号（第45条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第18号（第46条関係）

（全部改正〔平成20年規則12号〕、一部改正〔平成24年規則35号〕）

様式第19号 削除

（〔平成9年規則15号〕）

様式第20号（第59条関係）

（全部改正〔平成9年規則15号〕、一部改正〔平成24年規則35号・令和2年9号〕）

様式第21号（第65条関係）

（全部改正〔平成9年規則13号〕、一部改正〔平成24年規則35号・26年6号・令和2年9号〕）

様式第22号（第65条関係）

（一部改正〔平成7年規則3号・24年35号・令和2年9号〕）